

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月1日（平成29年（行個）諮問第93号）

答申日：平成29年7月10日（平成29年度（行個）答申第63号）

事件名：本人が特定事業所を離職した際に特定公共職業安定所に提出された離職証明書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が平成29年特定月日、特定事業所Aを離職した際、特定ハローワークに提出された離職証明書及び添付書類一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が平成29年3月24日付け神個開第28-520号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

法14条2号及び3号イにより不開示とされた箇所については、離職票1の2番で会社が助成金が50%発生される可能性があるため、審査請求人は離職証明書の⑮と⑯の署名及び捺印を見る権利があるので。ただし3番の場合、会社は助成金が100%発生しないのでその限りではありません。審査請求人は署名及び捺印を行っていません。

##### （2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成29年6月29日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分で不開示とした部分のうち、一部の情報に

ついて新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号及び3号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

## 2 理由

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が平成29年特定月日、特定事業所を離職した際、特定ハローワークに提出された離職証明書及び添付書類一切（以下、第3においては「対象文書」という。）であり、次に掲げる文書により構成される。

- i 雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）
- ii 労働条件通知書（契約社員）

### (2) 不開示情報該当性について

対象文書のiの不開示部分には、特定事業所の職員の氏名に関する情報があり、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、特定事業所の印影に関する情報があり、この情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがあるなど当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、特定事業場が事務を委託した社会保険労務士の氏名、電話番号及び印影に関する情報がある。これらの情報は審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業場との間において取引があることが明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「署名及び捺印を見る権利がある」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を変更し、原処分にお

いて不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については上記２（２）のとおり原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 平成２９年６月１日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同月１５日     | 審議              |
| ④ | 同月２９日     | 本件対象保有個人の見分及び審議 |
| ⑤ | 同日        | 審査請求人から意見書を收受   |
| ⑥ | 同年７月６日    | 審議              |

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成２９年特定月日、特定事業所Ａを離職した際、特定ハローワークに提出された離職証明書及び添付書類一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別紙に掲げる文書１及び文書２に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法１４条２号及び３号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別紙に掲げる文書２の不開示部分を新たに開示した上で、その余の部分（別紙に掲げる文書１の不開示部分）については、なお不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### ２ 不開示情報該当性について

###### （１）法１４条２号該当性について

離職票受領印欄については、審査請求人以外の特定事業所Ｂの職員の印影が記載されており、当該部分は、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法１５条２項の部分開示について検討すると、当該印影は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

###### （２）法１４条３号イ該当性について

ア 社会保険労務士記載欄については、特定事業所Ｂの社会保険労務士

の氏名、電話番号、印影等が記載されている。

当該部分は、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ その余の不開示部分は、特定事業所Bの印影であると認められる。

(ア) 当該不開示部分のうち、離職者の記載欄である⑮欄及び⑯欄について、審査請求人が、「審査請求人は署名及び捺印を行っていません。」と主張していることに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 当該欄は、離職者の退職による帰郷その他やむを得ない理由により、記名押印又は自筆による署名を得ることができないときは、事業主に当該記載欄にその旨を記載させ、事業主印を押印するものである。

b 特定事業所Bは労働保険事務組合である。労働保険事務組合は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）33条に基づき、中小企業の事業主団体が、その構成員である事業主等の委託を受けて、事業主に代わって労働保険事務を行うものであり、雇用保険の被保険者資格の喪失の届出に関する事務等を行っている。したがって、当該欄は労働保険事務組合である特定事業所Bが押印しているものである。

(イ) 特定事業所Bの印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、特定事業所Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別紙

- 文書 1 雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）
- 文書 2 労働条件通知書（契約社員）